

茨城県高齢者虐待対応マニュアル（平成 27 年 3 月改訂版）一部改訂箇所

1 厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成 30 年 3 月改正に伴う追記及び修正

ページ数	項目	内容
14 ページ	第 1 章 総則 5 高齢者虐待 対応の流れと関係機関に期待される役割	<p>養護者による高齢者虐待への対応フロー図</p> <p>※別紙「14 ページ 養護者による高齢者虐待への対応フロー図」の赤字部分のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「虐待の有無の判断」と「虐待対応の終結の判断」をコアメンバー会議に位置づけ</li> <li>・虐待対応として取り組む必要がない場合に権利擁護対応等に移行することを明記</li> </ul>
42 ページ	第 2 章 養護者による高齢者虐待への対応 3 ケース会議 ○コア会議	<p>○コアメンバー会議</p> <p>【構成員】の後に以下内容を追記</p> <p>【虐待の有無の判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コアメンバー会議において、事実確認・収集した情報から虐待の有無を判断します。</li> <li>・虐待の事実はない（虐待が疑われる事実等が確認されなかった）、収集した情報が十分ではなく判断できなかった、虐待の事実が確認された（虐待が疑われる事実が確認された）のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを確認します。</li> <li>・収集した情報が十分ではなく、通報等の内容や他の権利侵害事実が確認できず、虐待の有無が判断できない場合には、期限を区切って事実確認を継続します。</li> </ul> <p>【緊急性の判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の事実が確認された、又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。</li> <li>・緊急性の判断は、高齢者の安全・安心の確保を目的に、入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性、立入調査の要否等の検討等を基に行います。</li> </ul> <p>※緊急性が高いと判断できる状況</p> <p>①生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極端な栄養不良、脱水症状</li> <li>・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報</li> <li>・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される</li> <li>②本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている</li> <li>・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている</li> </ul> </li> <li>③虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待が恒常的に行われているが、養護者の自覚や改善意欲が見られない</li> <li>・ 養護者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であり、改善が望めそうにない</li> </ul> </li> <li>④高齢者本人が保護を求めている <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者本人が明確に保護を求めている</li> </ul> </li> </ul>
73 ページ	<p>第3章養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応</p> <p>4 市町村による事実確認と事実確認後の対応</p> <p>(2)事実確認後の対応</p> <p>(エ)県への報告</p>	<p><b>以下のとおり内容修正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません。(第22条)</li> <li>・ 通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれます。そのため、都道府県に報告する情報は、市町村が行う事実確認により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとします。</li> <li>・ 養介護施設等が調査に協力しない場合等都道府県と市町村が共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、高齢者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ報告することが必要となりますので、その場合には、随時報告します。</li> <li>・ 悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、定期的な報告を待たずに市町村から都道府県に報告することも必要です。</li> </ul> <p><b>【都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）</li> <li>②虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）</li> <li>③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）</li> </ul>

		<p>④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種</p> <p>⑤市町村が行った対応</p> <p>⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容</p> <p>※県への報告は別紙「73 ページ 県への報告様式」に基づく</p>
73 ページ	<p>第3章養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応</p> <p>4市町村による事実確認と事実確認後の対応</p> <p>(2)事実確認後の対応</p>	<p><b>以下内容追記</b></p> <p><b>(オ)終結の判断</b></p> <p>・虐待対応は、最終的に必ず終結の判断を行います。</p> <p>・モニタリングを実施しながら、養介護施設従業者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認します。</p> <p>※虐待対応終結後も通常の実地指導等でフォローしていきます。</p>

## 2 誤記や連絡先等の一部修正

ページ数	旧	修正・追記
14 ページ	<p>養護者による高齢者虐待への対応</p> <p>フロー図 立入調査</p> <p>○緊急市榎判断</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○緊急性の判断</p>
63 ページ	<p><b>【社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部】</b></p> <p>場所：つくば市筑穂 1-10-4 (大穂庁舎3階)</p> <p>TEL：029-879-0808</p>	<p><b>【公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部】</b></p> <p>場所：<u>牛久市中央 3-15-1</u> (牛久市保健センター隣)</p> <p>TEL：<u>029-828-8089</u></p>
71 ページ	<p>24行目</p> <p>(イ)施設長・事業者の管理者等からの事実確認</p> <p>・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況(サービスの提供状況に問題があったか、や人間関係に問題があった時の上司の指導方法等確認する。)</p>	<p>・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況(サービスの提供状況に問題があったかや、人間関係に問題があった時の上司の指導方法等確認する。)</p>
88 ページ	<p>13 法律関係の相談窓口</p> <p>(1)日本司法支援センター 茨城 地方事務所(法テラス茨城)</p> <p>電話：050-3383-5390</p>	<p>電話：<u>0570-078317</u></p>

88 ページ	<p>13 法律関係の相談窓口  (1)日本司法支援センター 茨城  地方事務所(法テラス茨城)  利用方法:東日本大震災の特例で、  7市町(守谷市、古河市、五霞町、  境町、八千代町、坂東市、結城市)  以外の37市町村では、平成30年  3月31日まで無料で相談が受けら  れます。</p>	削除
88 ページ	<p>13 法律関係の相談窓口  (3)茨城県弁護士会法律相談セン  ター  電話:029-227-1133  相談日:平日 午後1時~午後4  時</p> <p>利用料:有料(1件30分5,400円  ※平成27年度以降は、1件30分  5,500円)</p>	<p><u>【水戸相談センター】</u>  電話:029-227-1133  相談日:火・水・金 13時~16時</p> <p><u>【土浦相談センター】</u>  電話:029-875-3349  相談日:木 10:00~12:00,13:00~16:00,  18:00~20:00</p> <p><u>【下妻相談センター】</u>  電話:0296-44-2661  相談日:毎月第2・4・5月曜 13:30~16:30</p> <p><u>【鹿嶋相談センター】</u>  電話:029-227-1133  相談日:木 13:30~16:30</p> <p>利用料:有料(1件30分5,500円)</p>
103 ページ	<p>33行目  特に行政の役割として、本人を  守るためには措置入所もあり<u>得</u>  るという認識と、</p>	「 <u>得</u> 」の下線を削除

資料編【各種相談機関一覧】		
47 ページ	<p>2 認知症、精神障害等に関する相談</p> <p>保健所</p> <p>水戸</p> <p>常陸大宮</p> <p>鉾田</p> <p>筑西</p> <p>常総</p>	<p><u>中央</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>郵便番号：〒308-0841</u></p> <p><u>所在地：筑西市二木成 615（茨城県筑西合同庁舎 1 階）</u></p> <p><u>削除</u></p>
48 ページ	<p>認知症疾患医療センター</p> <p>栗田病院</p> <p>鹿島病院</p> <p>宮本病院</p> <p>古河赤十字病院</p> <p>【右の医療機関を追加】</p>	<p>【修正】</p> <p><u>電話番号：029-298-1396</u></p> <p><u>電話番号：0299-82-2167</u></p> <p><u>電話番号：0299-94-3080</u></p> <p>【削除】</p> <p>汐ヶ崎病院</p> <p>所在地：水戸市大串町 715</p> <p>電話番号：029-269-9017</p> <p>志村大宮病院</p> <p>所在地：常陸大宮市上町 313</p> <p>電話番号：0295-58-8020</p> <p>豊後荘病院</p> <p>所在地：石岡市部原 760</p> <p>電話番号：0299-36-6007</p> <p>とよさと病院</p> <p>所在地：つくば市田倉 4725</p> <p>電話番号：029-847-9581</p> <p>池田病院</p> <p>所在地：龍ヶ崎市貝原塚町 3690-2</p> <p>電話番号：0297-64-1152</p> <p>三岳荘小松崎病院</p> <p>所在地：筑西市中館 69-1</p> <p>電話番号：0296-24-2410</p> <p>小柳病院</p> <p>所在地：古河市稲宮 1001</p> <p>電話番号：0280-23-1042</p>

48 ページ	社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部	公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部 場所： <u>牛久市中央 3-15-1(牛久市保健センター隣)</u> TEL： <u>029-828-8089</u> ・電話相談(月～金 13時～16時)
49 ページ	街の年金相談センター 水戸 所在地：建物名変更 土浦 所在地：建物名変更	水戸 <u>水戸 FF センタービル 1 階</u> 土浦 <u>リーガル土浦ビル 3 階</u>
49 ページ	水戸地方法務局人権擁護課 所在地：水戸市三の丸 1-1-42 駿 優教育会館 7 階	<u>水戸市北見町 1-1</u>
50 ページ	日本司法支援センター茨城地方事務所(法テラス茨城)  月～金曜日 9:00～17:00	電話番号： <u>029-227-1133</u> 相談内容等：利用方法等は <u>88 ページ</u> を参照 削除
50 ページ	社団法人成年後見サポーター・リーガルサポート 茨城支部 相談内容等	<u>公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部</u> <u>9 時～12 時、13 時～17 時</u>
50 ページ	茨城県日常生活自立支援センター 電話番号	<u>029(241)1134</u>
50 ページ	公共職業安定所(ハローワーク) 笠間 所在地 土浦 所在地	<u>笠間市石井 2061-2</u> <u>〒300-0805 土浦市穴塚 1838 労働総合庁舎内</u>
51 ページ	社会福祉法人茨城いのちの電話 受付時間 水戸 電話番号	<u>365 日 24 時間体制</u> <u>029(350)1000</u>
51 ページ	心の電話カウンセリング	<u>いばらきこころのホットライン</u> 電話番号： <u>029(244)0556(月～金)</u> <u>0120(236)556(土日)</u> 受付時間等： <u>9 時から 12 時、13 時から 16 時</u> ※祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
51 ページ	茨城県発達障害者支援センター	茨城県発達障害者支援センター「 <u>あい</u> 」
52 ページ	地域包括支援センター 59 か所	88 か所 ※別紙「52 ページ 地域包括支援

		センター一覧(R3.4.1 現在)」参照
54 ページ	日常生活支援事業 基幹的社会福祉協議会 地域包括支援センター名称	基幹的社協の名称
	9 常総市社会福祉協議会 電話番号	<u>0297-30-8789</u>
	16 つくば市社会福祉協議会 所在地	<u>つくば市筑穂 1-10-4 つくば市役所大穂庁舎</u>
	電話番号	<u>029-879-5500</u>
	22 那珂市社会福祉協議会 所在地	<u>那珂市菅谷 3198 那珂市総合保健福祉センター「ひだまり」</u>
	電話番号	<u>029-298-8881</u>
	36 東海村社会福祉協議会 電話番号	<u>029-282-2804</u>